貸借取引参加者 代表 者 殿

日本証券金融株式会社代表執行役社長 櫛田 誠希

「貸借取引の融資担保株券等に付随する権利の行使等に関する取扱要領」の 一部改正等について

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、今般当社は、1 売買単位当たりの投資金額(売買単位に貸借値段を乗じた額)が低く、権利処理等手数料の負担が相対的に高い状態となっている銘柄に対する対応として、下記のとおり「貸借取引の融資担保株券等に付随する権利の行使等に関する取扱要領」を一部改正し、当該銘柄等にかかる権利処理等手数料にかかる料率を引き下げる対応を実施することといたしましたので、ご通知申し上げます。

敬具

記

- 1. 「貸借取引の融資担保株券等に付随する権利の行使等に関する取扱要領」の一部改正…別紙 <改正内容>
 - ・本要領第3項、第4項および第6項に基づき算出する権利処理等手数料の料率は、前月末時点の貸借値段に対する割合が0.5%(現行1%)を超えない範囲で設定するものとし、超える場合はこれを引下げることとします。
 - ・金融商品取引所における内国株式の売買単位が 100 株に統一されたことに伴う所要の改正を 行います。
- 2. 対象銘柄等のご通知方法

引下げの対象となる銘柄および適用料率については、Target日証金サイトに掲載いたします。

3. 実施日

2019年9月26日

以上

「貸借取引の融資担保株券等に付随する権利の行使等に関する取扱要領」の一部改正新旧対照表

下線部分が改正箇所

新 旧
1. ~2. (現行どおり) 1. ~2. (省 略)

3. 第1項および第2項の処理または報告のために要する費用は、「権利処理等手数料」として、銘柄毎の総株主通知にかかる株主等を確定する日または実質株主報告を行う日に融資を受けている貸借取引参加者が、その融資担保株券等の数量に応じて負担するものとしその料率は1株につき50銭とする。ただし、金融商品取引所が定める売買単位が100株以外の場合には、料率に100を乗じた額を当該売買単位で除して得た額とする。

4.~6. (現行どおり)

7. 第3項、第4項および第6項に基づき算出する権利処理等手数料の料率は、前月末時点の貸借値段に対する割合が 0.5%を超えない範囲で設定するものとし、超える場合はこれを引下げる。

付則 この改正規定は、2019年9月26日から 実施する。 3. 第1項および第2項の処理または報告のために要する費用は、「権利処理等手数料」として、銘柄毎の総株主通知にかかる株主等を確定する日または実質株主報告を行う日に融資を受けている貸借取引参加者が、その融資担保株券等の数量に応じて負担するものとしその料率は1株につき5銭とする。ただし、金融商品取引所が定める売買単位が

1,000 株以外の場合には、料率に 1,000 を乗 じた額を当該売買単位で除して得た額とす

4.~6. (省略)

る。

7. 第3項、第4項および第6項に基づき算出する権利処理等手数料の料率は、前月末時点の貸借値段に対する割合が 1%を超えない範囲で設定するものとし、超える場合はこれを引下げる。